

## 重要事項説明書（指定訪問介護）

事業所名 菱風園ヘルパーステーション（事業者番号 1070301351）

平成18年10月1日指定

代表者名 管理者 星野 直美

所在地 〒376-0007 桐生市浜松町1丁目3-3

電話：0277-20-7184

FAX：0277-20-7210

### 通常の事業実施地域

桐生市、みどり市（大間々町及び笠懸町）、太田市（大原町及び藪塚町）、伊勢崎市、足利市（栃木県）

### 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者（サービス提供責任者と兼務）	常勤 1人
サービス提供責任者	非常勤 1人
訪問介護員	非常勤 4人

### 営業日及び営業時間

営業日：月曜日～土曜日（12月31日～1月3日までを除く）

営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。

サービス提供時間：午前8時から午後5時までとする。

### 指定訪問介護の内容

(1) 身体介護：入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・その他

(2) 生活援助：買い物・調理・掃除・洗濯・その他

### (3) 通院等のための、乗車、降車の介助

#### 利用料金

別紙利用料金表による

#### キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂くことになります。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の 24 時間前までにご連絡をいただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	該当基本料金の 10 %

#### 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の金額となります。

- 一 おおむね 5 キロメートル未満 100 円
- 二 おおむね 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 200 円
- 三 おおむね 10 キロメートル以上 300 円

#### その他

(1) 利用者のお住まいでの、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(2) 料金のお支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、26 日までにお支払いください。お支払い方法は、銀行の通帳より自動引き落としとさせていただくか、集金によりお支払ください。

#### 秘密の保持

業務上知り得た利用者及び家族の秘密は厳守します。

#### 緊急時における対応方法

訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、ご家族等に連絡を取るなど必要な処置を講じます。

#### 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

### 虐待防止のための対策

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業員を教育するものとする。

虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者	菱風園ヘルパーステーション 管理者
-------------	-------------------

(1) 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する

(2) 従業員の教育は、職員研修として定期的に行う

(3) 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う。

### 身体拘束の禁止

サービス提供にあたっては、利用者又は家族等に対し生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束及び行動を制限する行為は行いません。

### 衛生管理に関する事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果についての従業者への周知を徹底する。

(2) 業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

### 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

### ハラスメントに関する事項

職場におけるすべてのハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指すための指針の明確化の必要な措置を講ずるものとします。

## 苦情処理の体制

苦情の窓口は、次のとおりです。

サービス提供責任者 星野 直美（電話 0277-20-7184）

- ・ 必要に応じ対応チームによる検討を行い、具体的な対応をします。
- ・ サービス事業者に対する苦情があった場合は、状況確認の上、不適切なサービスについては改善をします。

下記でも苦情を受け付けています。

群馬県庁健康福祉部介護高齢課 (電話 027-226-2561)

群馬県国民健康保険団体連合会 (電話 027-290-1319)

桐生市役所 長寿支援課 (電話 0277-46-1111)

第三者によるサービスの評価

提供するサービスに係る第三者評価は行っていません。

## サービス提供記録の開示

利用者・家族の希望により、サービス提供記録を開示します。

## その他運営についての事項

- ・事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

採用時研修 採用後3ヶ月以内

継続研修 年1回

- ・事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ・この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

令和　　年　　月　　日

指定訪問介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明  
同意、交付をいたしました。

事業者　　社会福祉法人　群馬県社会福祉事業団

事業所　　名　称　　菱風園ヘルパーステーション

所在地　　桐生市浜松町一丁目3-3

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、  
指定訪問介護サービスの提供開始に同意、受領しました。

利用者　　住　所

氏　名

(代理人)　　住　所

氏　名

(続柄　　)



## 利 用 料 表

### 1 基本料金

身体介護	20分未満	20分以上	30分以上	60分以上
	30分未満	60分未満	90分未満	
	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円

生活援助	20分以上	45分未満	生活2	1,790円
	45分以上		生活3	2,200円
身体生活	身体介護 + 生活援助追加 (20~25分毎 650円)			
通院等介助	1回 970円 要介護1以上			
初回加算	2,000円			
介護職員処遇改善加算Ⅱ	22.4% (1ヶ月の合計利用単位数に加算)			

### 2 介護予防訪問介護 基本料金

訪問型サービス11 (週1回程度) (事業対象者・要支援1・2)	1,1760円/月
訪問型サービス12 (週2回程度) (事業対象者・要支援1・2)	23,490円/月
訪問型サービス13 (週2回を超える程度) (事業対象者・要支援1・2)	37,270円/月
初回加算	2,000円
訪問介護職員処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月 22.4%

- ※ 複数の介護予防訪問介護事業所からのサービスは受けられません。
- ※ 介護保険適用の場合、自己負担金額は1割です。ただし市町村からの別途通知のあった者については、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せさせて頂きます。
- (区分支給限度額の算定対象から除かれます)

### 3 時間帯及び二人派遣での料金加算

1 の基本料金に下記の加算率を乗じたものを加算した額となります。

時間帯		0:00~6:00	6:00~ 8:00	8:00~18:00	18:00~ 22:00	22:00~23:59
加 算 率	一人 派 遣	50%	25%	—	25%	50%
	二人 派 遣	200%	150%	100%	150%	200%

※ 二人派遣は、利用者の身体的・精神的な内容等を勘案し、ケアプランに盛り込まれた場合のみとなります。

訪問介護利用料金について説明し同意のもと、交付しました。

事業者　　社会福祉法人　群馬県社会福祉事業団  
 事業所　　名　称　　菱風園ヘルパーステーション  
 　　　　　所在地　　桐生市浜松町1丁目3-3  
 　　　　　説明者名

訪問介護利用料金の内容について説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意、受領しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　住　所

氏　名

(代理人)　　住　所

氏　名

(続柄)

## 契 約 書 別 紙

### 様

サービス提供責任者

訪問介護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

NO	時間帯	内 容	介護保険適用
①			
②			
③			
④			
⑤			

利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

NO	基本料金 (介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の自己負担額 (1割)
①		
②		
③		
④		
⑤		

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、桐生市役所の窓口の提出いたしますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- (1) ご利用の12時間前までにご連絡をいただいた場合・・・無料
- (2) ご利用の12時間前までにご連絡がなかった場合・・・当該基本料金の10%

## 緊急連絡先

緊急連絡先	氏名		続柄	
	住所			
	電話			
主治医	氏名		電話	
	病院名等			

## その他

- (1) 複写物の交付 1枚につき20円
- (2) 介護用消耗品（使い捨て手袋、紙おむつ等）は、ご利用される方がご用意ください。もし、サービスを提供する際に、必要な消耗品がなかった場合、ヘルパーが携行している物を利用いたしますが、その場合には、後日使用した物を物納していただきます。

## 相談・苦情等

訪問介護に関する相談・苦情等がありましたら、下記相談窓口までお申し出下さい。

サービス相談窓口

電話番号 0277-20-7184

担当 サービス担当責任者 星野 直美

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## 事業所

事業所名 菱風園ヘルパーステーション

指定番号 1070301351

住所 群馬県桐生市浜松町1-3-3

代表者 管理者 星野 直美